

美術手帖 NADiff で学ぶ、現代アート連続講座

アートと憲法のトポロジー・1

志田陽子

武蔵野美術大学

(憲法、芸術法)

今回の テーマ



アートと憲法の関係を整理することで、文化芸術領域における「自由」の意味を確認する。

《公が文化芸術を支援しつつ、その中身については表現者の「自由」を尊重する》、という考え方が憲法の中にあることを確認。

文化行政にかかわる人々と、芸術活動を続ける人々の両方に共有していただけることを願って。

1 あいトリ の 衝撃

- ➡ 初期消火できれば「表現の自由」事例ではなかった…

採択され自治体が引き受けた
事業に脅迫トラブルが発生

電凸

「表現の自由を逸脱」
などの公人発言

公民館や市民の芸術
祭に波及



2 憲法の きほん

表現の 自由 とは

- ➡ 「表現の自由」は「国家からの自由」。
《公権力の関与お断り》という権利。
- ➡ 「検閲」も《公権力の関与禁止ルール》。



憲法の
きほん

自由権
保障の
イメージ

公権力のエネルギーが
市民の自由の領域に
氾濫することを防ぎ、

そのエネルギーを
流す方向へ流す、
護岸壁が憲法。

「表現の自由」も、
同じ考え方。



憲法の
きほん

表現の
自由は
なぜ
大切？

個人の人格の形成と
発展にとって不可欠

人格、個性は、
コミュニケーションを
通じて作られる。
文化芸術も重要な要素。

国が妨害したり介入
したりしてはいけない。



写真：パブリックドメイン集より

憲法の
きほん

表現の
自由は
なぜ
大切？

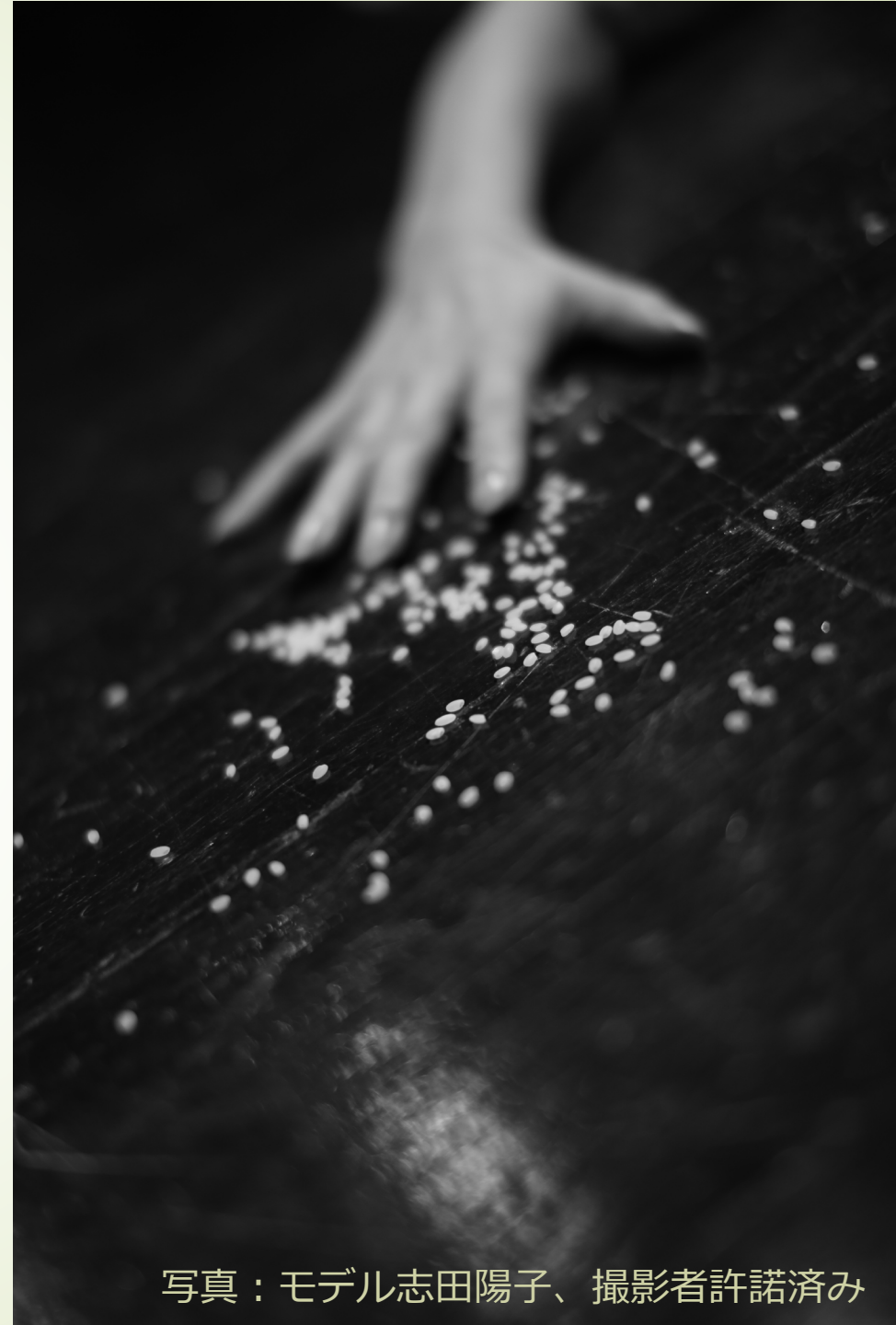
人間の生存にとって
不可欠

生きるためのニーズ

- ・ライフライン情報
- ・危険情報

国は不都合な情報を妨害・
歪曲してはいけない

必要な情報を発信する



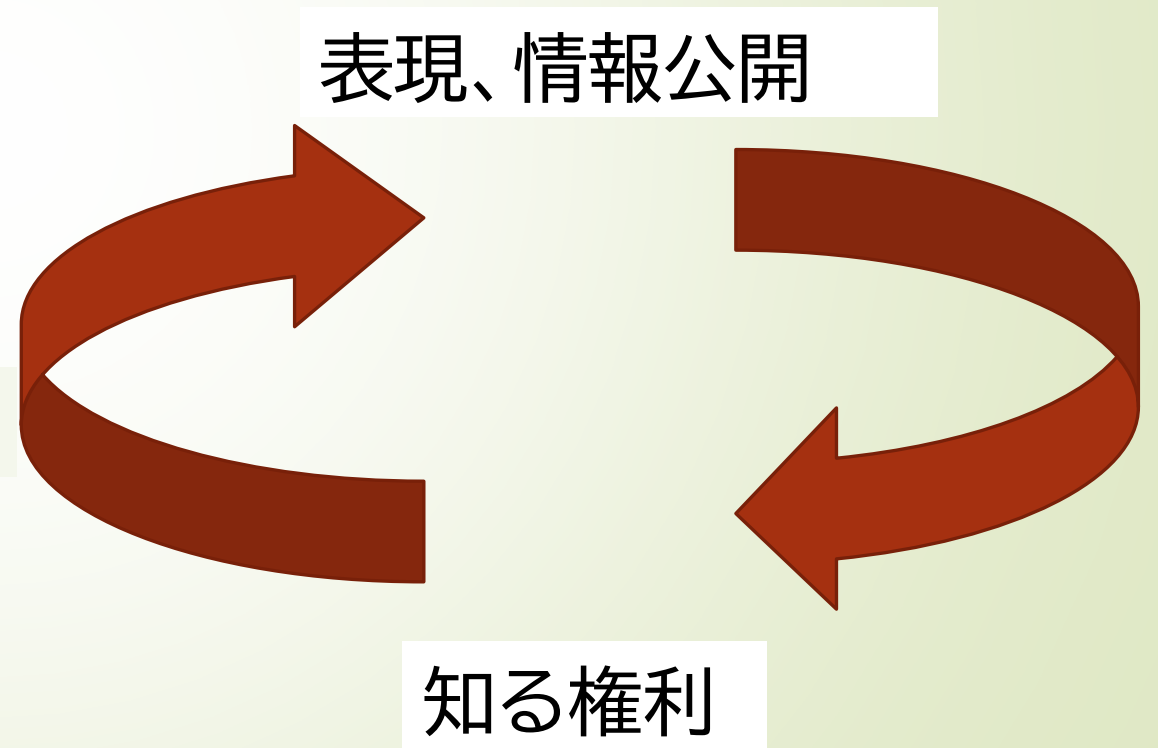
憲法の きほん

表現の 自由は なぜ 大切？

民主主義の社会の前提

自由な情報交換・意見交換が 民主的な社会の基礎

民主主義の循環



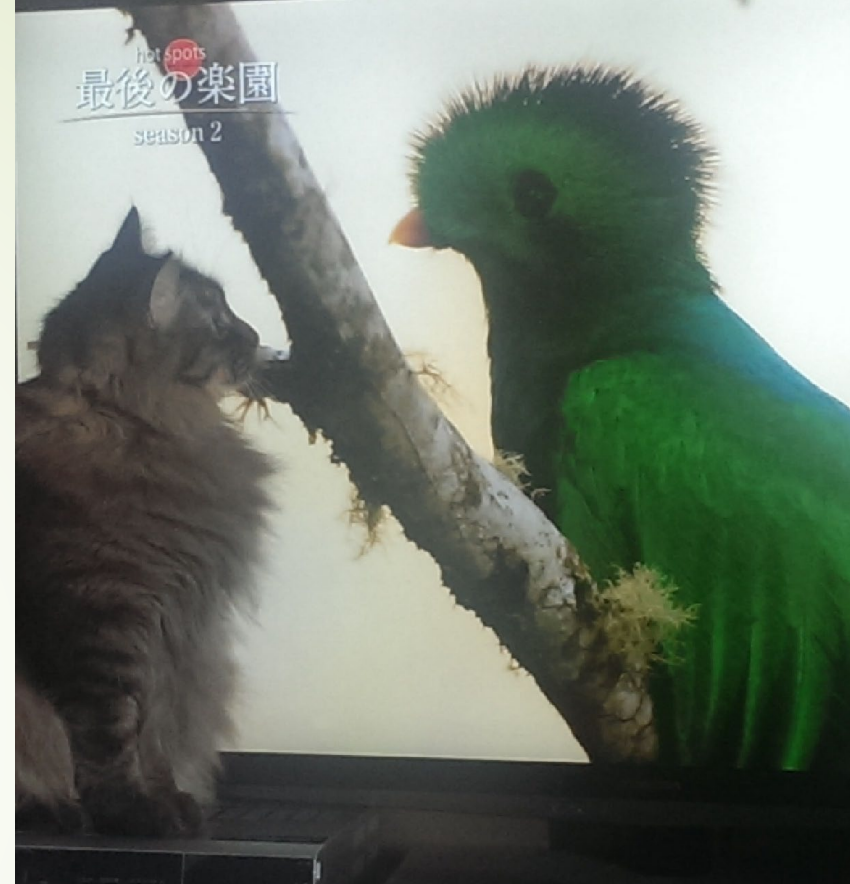
憲法の
きほん

表現の
自由は
なぜ
大切？

共存社会を支える
暴力的解決を回避し、
相互理解を実現

暴力紛争防止のための
問題解決コミュニケーション、
異文化理解コミュニケーション

☆文化・芸術表現は決定的に大切



写真撮影 志田陽子

憲法の
きほん

表現の
自由は
なぜ
大切？

道路や血管、葉脈の
ようなもの
あらゆる表現が
自由に往来できる
道ないし空間を保障



表現活動と法

志田陽子著『あたらしい表現活動と法』書影より

「公」が価値づけをしない。
価値のあるなしは、「公」ではなく一般人が選ぶ。
「思想の自由市場」。批判の自由を認める。
学問、芸術、文化の全般に通じる重要性。

憲法の きほん

表現の 自由は なぜ 大切？

「表現の自由」の弱さ（萎縮効果を受けやすい）
萎縮しやすいデリケートな権利だから
手厚く保障する必要がある

CAUTION
FRAGILE



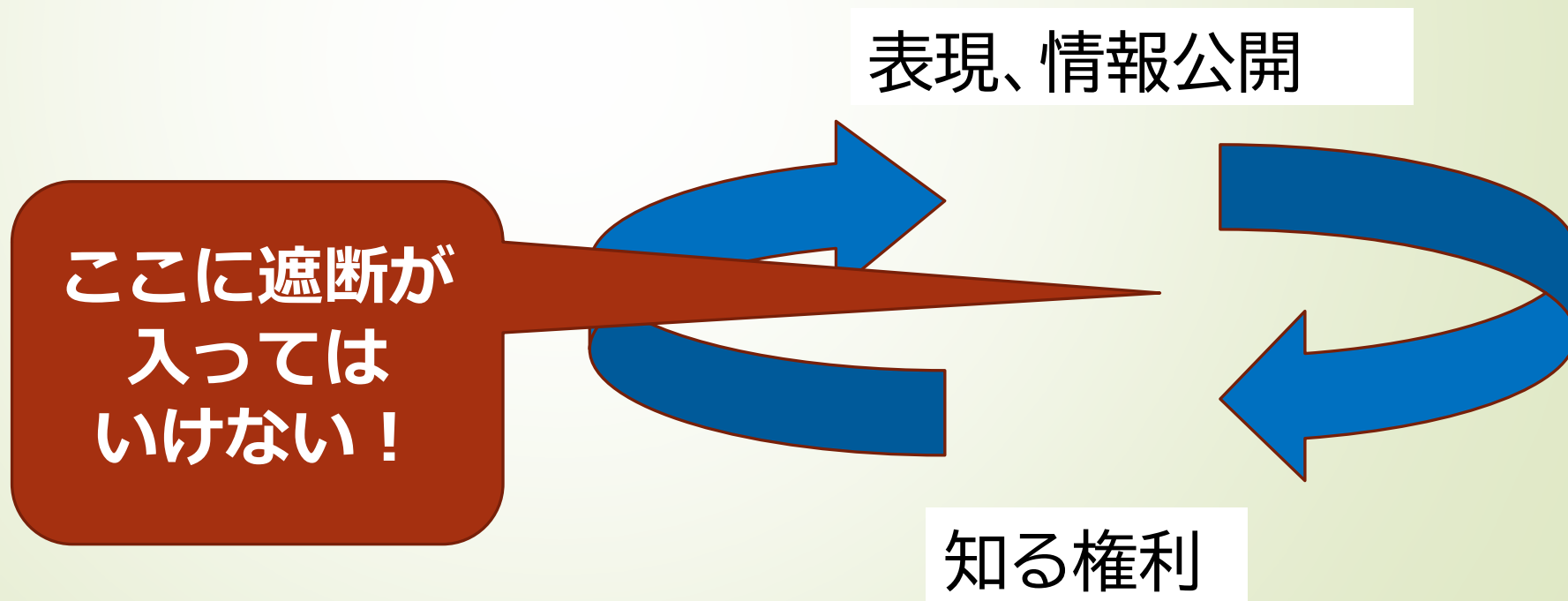
荷物取扱い注意マーク

写真 志田陽子

憲法の きほん

検閲の 禁止

出版・報道の内容事前チェック、
写真報道の不許可など
→市民の側に判断材料がなくなる
→これを繰り返さないための、禁止ルール



憲法の きほん

芸術の 自由

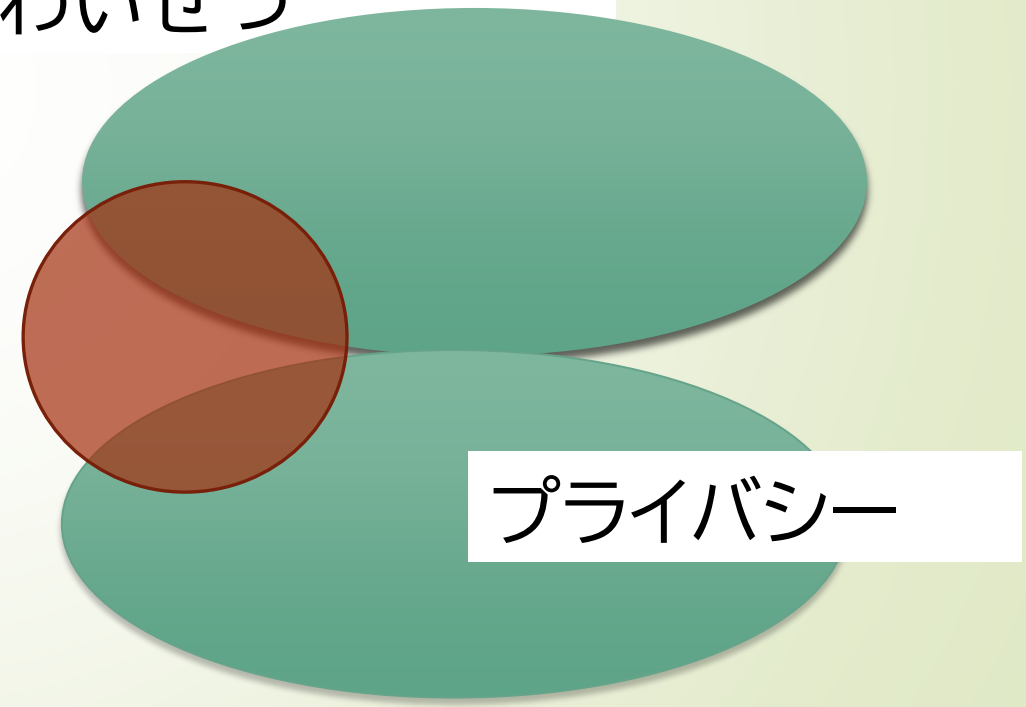
ここで言う「芸術の自由」は、作品の「芸術性」を重視して、刑事規制や民事責任から免れさせる法理論。

わいせつ規制などに「あたらない」とする場面。

わいせつ

芸術作品は
例外です。
と言える法理

プライバシー



人心の 統制を 目的に しては いけない

「あいトリ」騒動の中で、公人の発言の中に「公共の福祉」を誤解した発言が見られたので確認が必要。

「あいトリ」で問題となった作品は「公共の福祉」に反する作品ではない。

☆一部の人の感情を害する、という事実は、「公共の福祉」による制約の根拠にならない。（それを認めると言論統制に）

・戦時中の、検閲と奨励・表彰との組み合わせによって起きた芸術への統制は、反省すべき歴史。

統制は、芸術から大衆文化の全般に及んだ。

では、
憲法の基本原理からすると、
芸術祭などの公的助成制度は、
「ないほうがいい」のか？

ここからが
本題です。

3 国による 支援

護岸工事
の図に
戻る。

国家による支援：
《文化享受の権利》実現として
の「芸術の自由」

法の中には、文化芸術を公（国
や自治体）が支援することの
根拠となり、期待している条
文が多数。

現行の制度の中に、すでに多
数の施策が定着している。

撮影 志田陽子

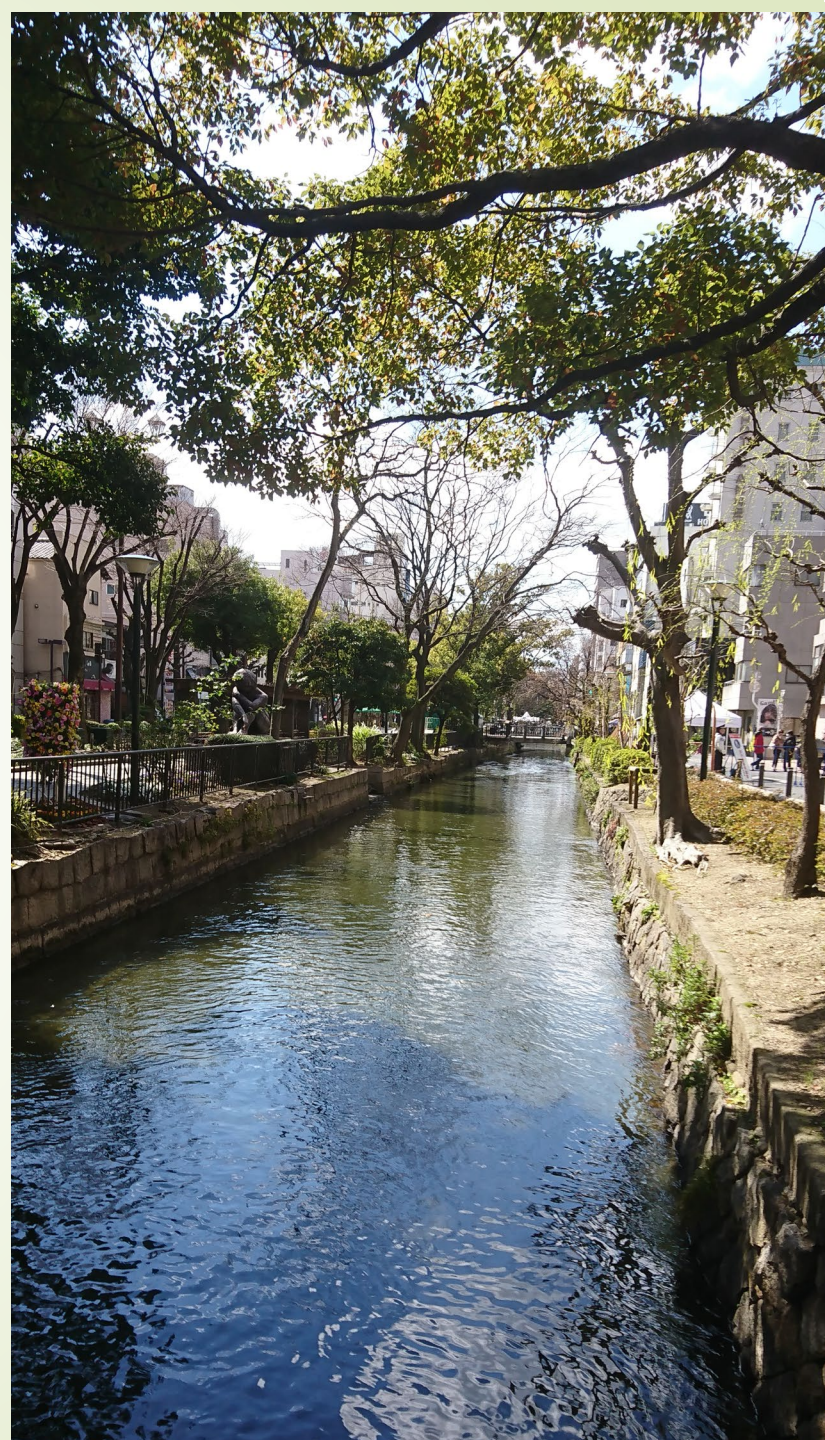


憲法には
国への
No！と
Do！の
両側面が。

公権力のエネルギーが市民の
自由の領域に氾濫することを
防ぎ、**あるべき方向**へ流す。

社会権や文化支援は、
公権力と財源を使うべき局面

- ・ 25条「健康で文化的な」
 - ・ 26条「教育」は学校教育だけ
ではない。社会教育も
- ⇒国が市民の文化的豊かさを支
援することは望ましい方向。

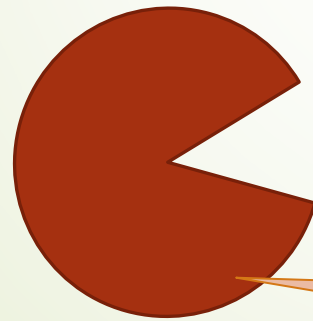


表現の 自由と 文化芸術 支援

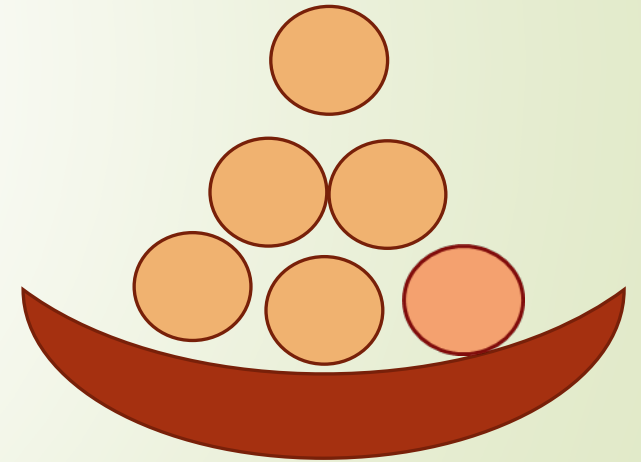
芸術祭や助成は「国家による支援」。



「公」が支援という形で関与。
この受け皿の部分が「公的支援」。



どちらも公権力



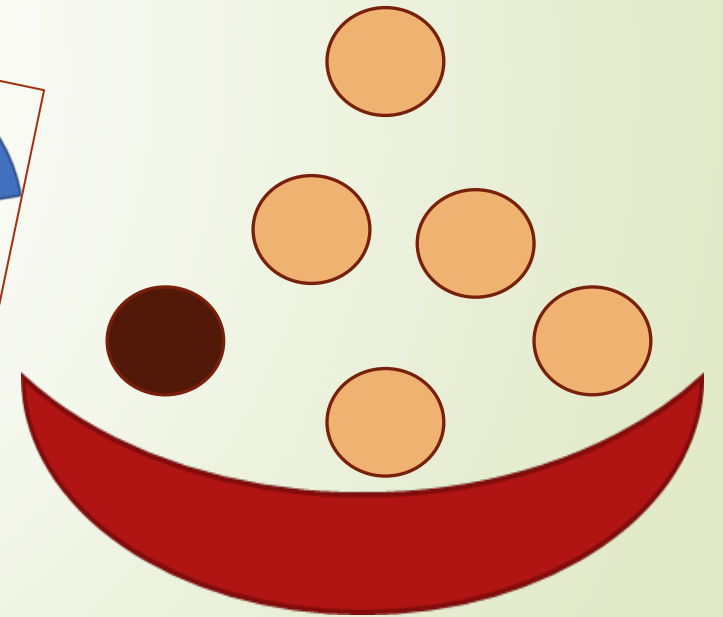
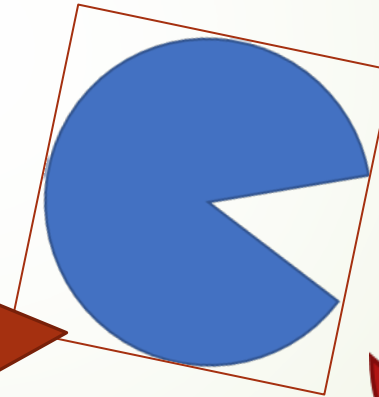
悪者から支援者に、形を変えました。

表現の 自由と 文化芸 術支援

「あいとり」などで多発した問題

一度、支援を受けることが決まった企画に対して
中止や打ち切りを命じることができるか？

撤去して！
自腹でやって！



検閲について

- 「検閲」という言葉は、日本の法学とそれ以外の世界とでは、大きく違っている。
- 日本国憲法上の「検閲の禁止」を、日本の最高裁は極度に絞り込んでいる。（「行政権が」「事前に」「思想内容に着目して」行う表現内容の審査だ、としている）。
- この絞り方は狭すぎて、ほとんど使える場面がない。
- 「あいとり2019」で起きた「表現の不自由展・その後」の中止も、法学的には憲法上の「検閲」に該当しない、という答えになるのだが、これこそ「検閲」ではないのか、という声も強い。

検閲について

- 「表現の自由」を摘み取る「力」を、従来の定義を超えて捕まえなくてはならない。
- むしろそこで、文化芸術関係者や表現者自身が、無自覚なまま、検閲を行う側にまわっていないか…。
- この問題は、「表現の自由」論の手の届かない領域なのか。
- 作家側の実感の言葉としての「検閲」の内実を把握して、有効な憲法論を提供することが憲法の側からの仕事になる。

**「検閲には当たらない」は
結論ではなく出発点。
考察は続きます。**

**ここからが
本題です。**

全体をおおざっぱに俯瞰して見ると、場面が違う

表現の自由（一般）

文化庁に採択され、
自治体が引き受けた事業

文化享受者が
受けるべき恵沢、
市民やメディアの
知る権利と表現の自由

B

芸術の自由

公的な 文化芸術 インフラ

例：自治体が建設・運営する博物館・美術館・公民館・図書館などの文化インフラ、

自治体と文化庁が連携して助成金を出す「芸術祭」、独立行政法人日本芸術文化振興会が交付する「芸術文化振興基金」がその代表。

法制度も文化インフラの一種。著作権法が「文化の発展に寄与すること」を目的とし、「表現のエンジン」と言われるのも、この側面。

日本国 憲法を 確認

- ・25条(生存権)1項 「健康で文化的な最低限度の生活」の保障。
2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉…の向上 及び増進に努めなければならない」とする努力義務規定。
- ・26条(教育を受ける権利)
 - ⇒普通教育の保障(義務教育)より高いものを目指すことは可能。13条「文化享受の権利」・25条2項(上記)からするとその方向が期待されている。
 - ⇒自治体の社会教育、公民館や図書館など公の文化施設 (一般市民の「文化享受の権利」を支援)
 - ⇒一般市民の「文化享受の権利」を支援するための芸術家支援(芸術祭や助成金制度)は、憲法上望ましい方向。

世界的な 方向性

(参考) 国連世界 人権宣言

27条 1項 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2項 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

⇒通常の「表現の自由」保障とは別にわざわざ規定。福祉・教育を内容とする25条・26条の後にある。

⇒国家による支援を奨励し、支援のさいの指針となる。

4 文化芸術 基本法の きほん

政策、行政、世論の循環関係の中での、
専門家への信頼に基づく「自由」保障

日本の文化政策・文化行政を直接に律する法律は、
文化芸術基本法。この文化芸術基本法には、上記の
憲法の内容、国際社会における文化芸術支援の方
向が盛り込まれている。

文化芸術 基本法 前文

- ・文化芸術の役割：心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要
- ・文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成(が必要)
- ・「伝統的な文化芸術」の継承発展とともに、「独創性のある新たな文化芸術の創造」を促進

⇒国や自治体にとって安全な伝統芸術や古美術だけに偏らず、現代アートを支援する姿勢。

- ・文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重する

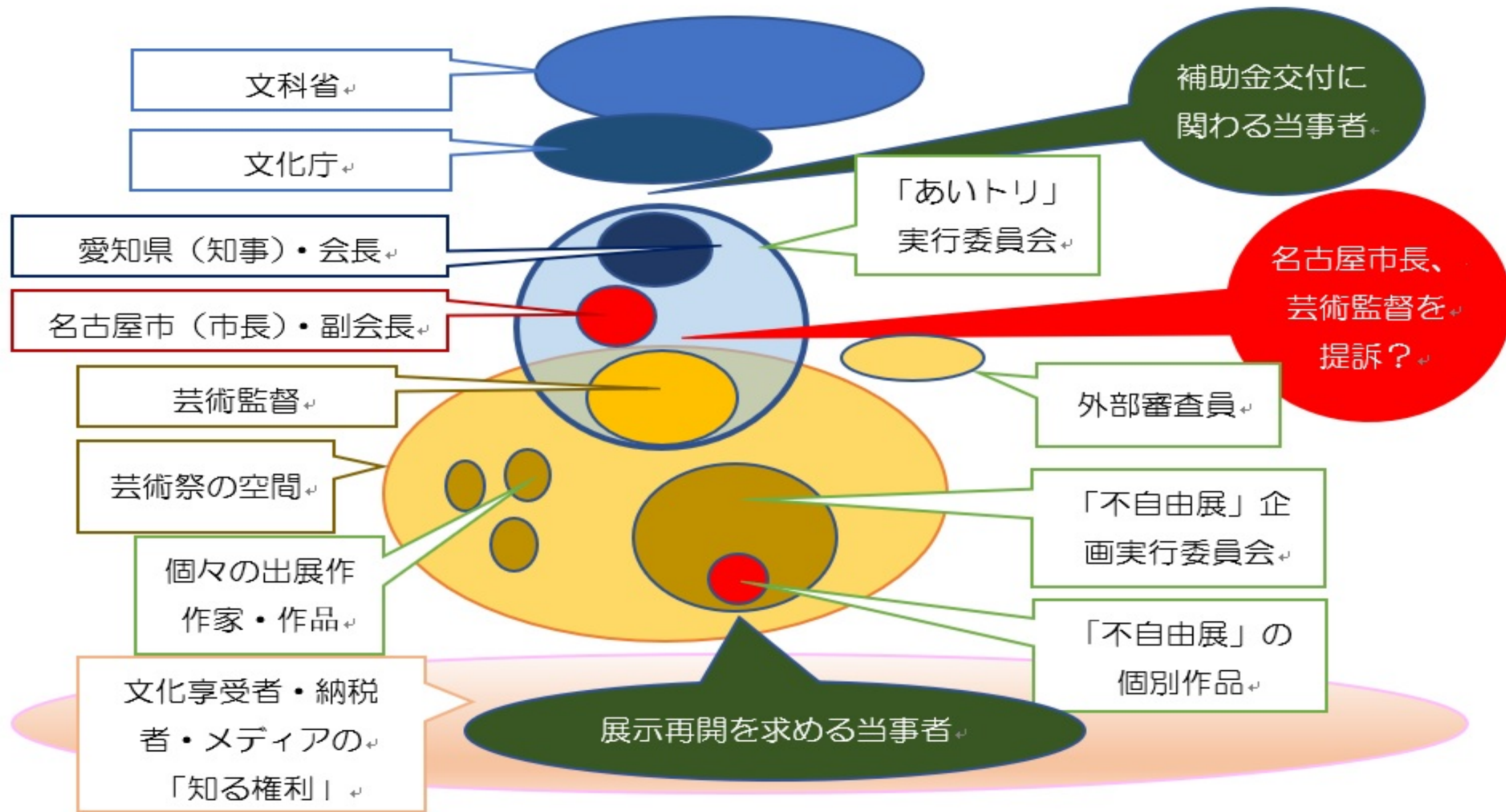
文化芸術 基本法 1条

文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する

⇒ 最終目的は「国民生活」と文化的な「社会」。
(特定の政治党派や行政担当者が気に入った作家を擁護する私的パトローネージではない)

先に見た憲法13条、25条の思考に合致している。

「あいトリ」問題の場合は。。。関係者＆空間マップ



立ち入った説明はしない。
これだけ多くの「活動者」が関わっていることだけ見てすぐ次に。

**これは複雑すぎるので
単純化します。**

**ここからが
本題です。**

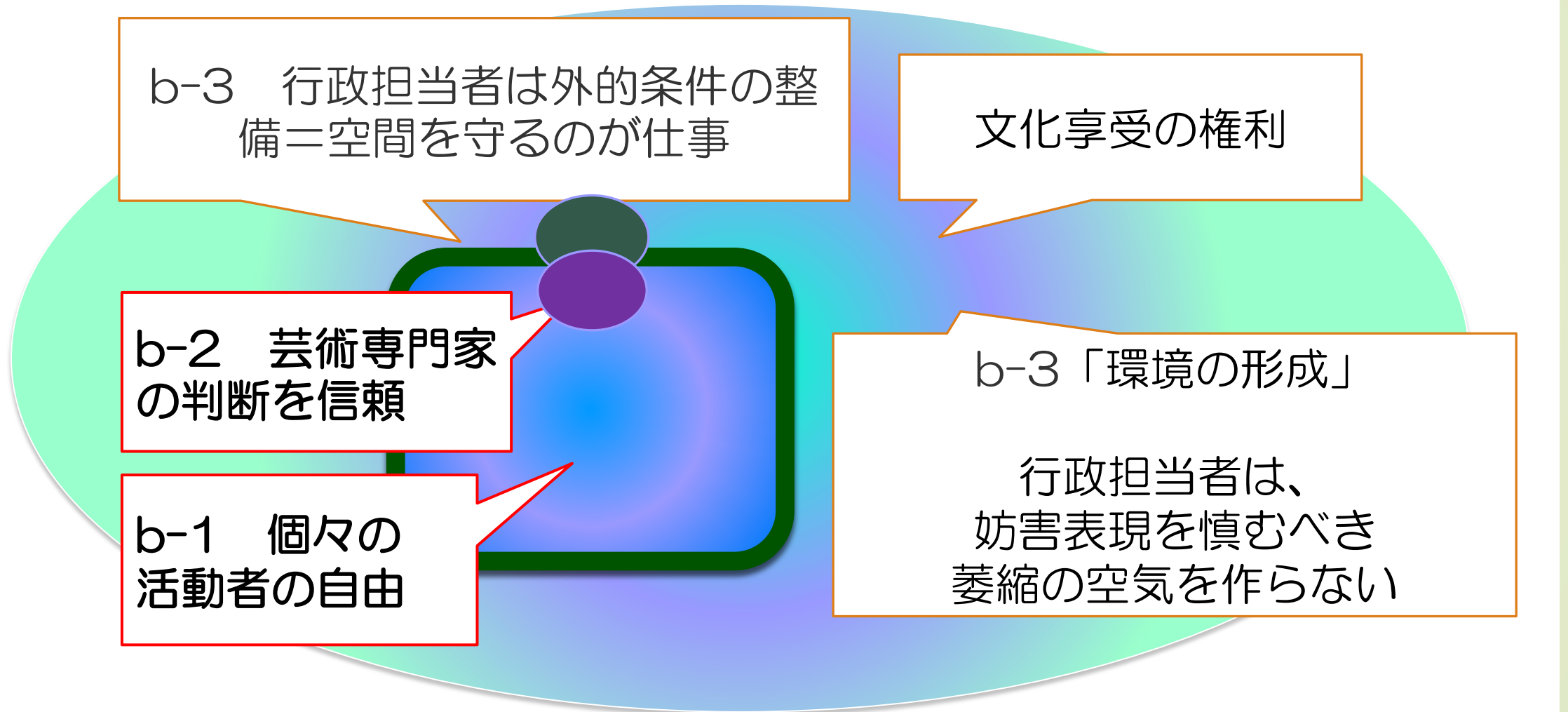
公的支援の目的は
文化芸術の基盤の整備、環境の形成

一般市民の文化享受に貢献

表現の自由
活動者の自主性

文化芸術の土壌を育てる

ここでいう「自由」には、3つの層が



公的芸術 支援の 必要性和 歴史の 反省

文化芸術支援は、消費文化中心の市場経済の中では成功しにくい良質な芸術作品を、公の支援によって存続させるという、世界が共有してきた知恵。

近代以前の貴族社会では、その支援を王侯貴族が担ってきたが、それは私的支援だったため、芸術家の自由という考え方はなく、芸術も芸術家も私物化されることが多かった。(国王に幽閉された死んだ芸術家も)

財政的歯止めが失われ、国家財政を圧迫することもある。
(マリー・アントワネットの例)

芸術の
公共性

私物化
禁止

行政の
中立

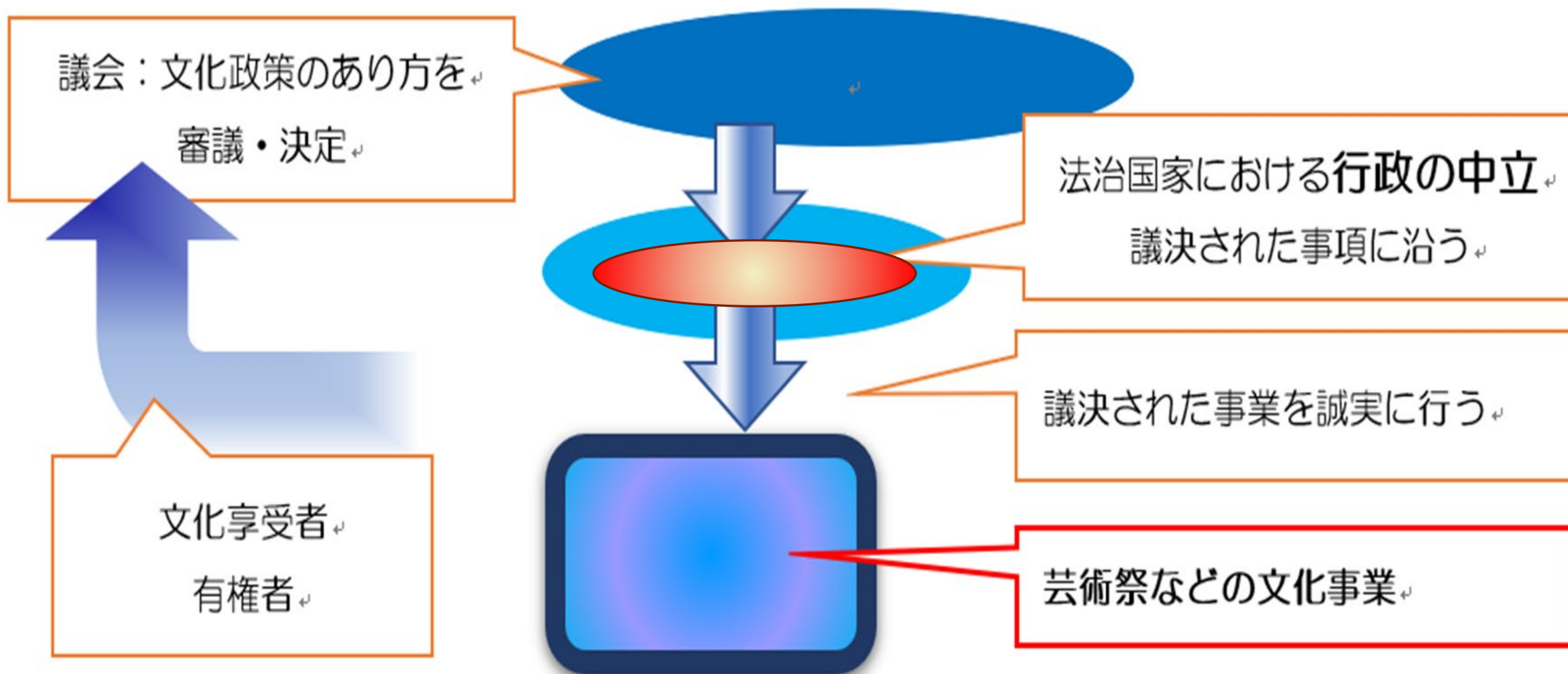
現在の公的支援は、民主社会の「公共性」に基づいて行われる。

特定政治家の好みや政治信条、「懇意な関係」によって支援が行われたり取り消されたりしてはならない。

「公金をこんなことに使っていいのか」「自腹でどうぞ」と後出しで指弾することが、むしろ芸術の私物化になる。

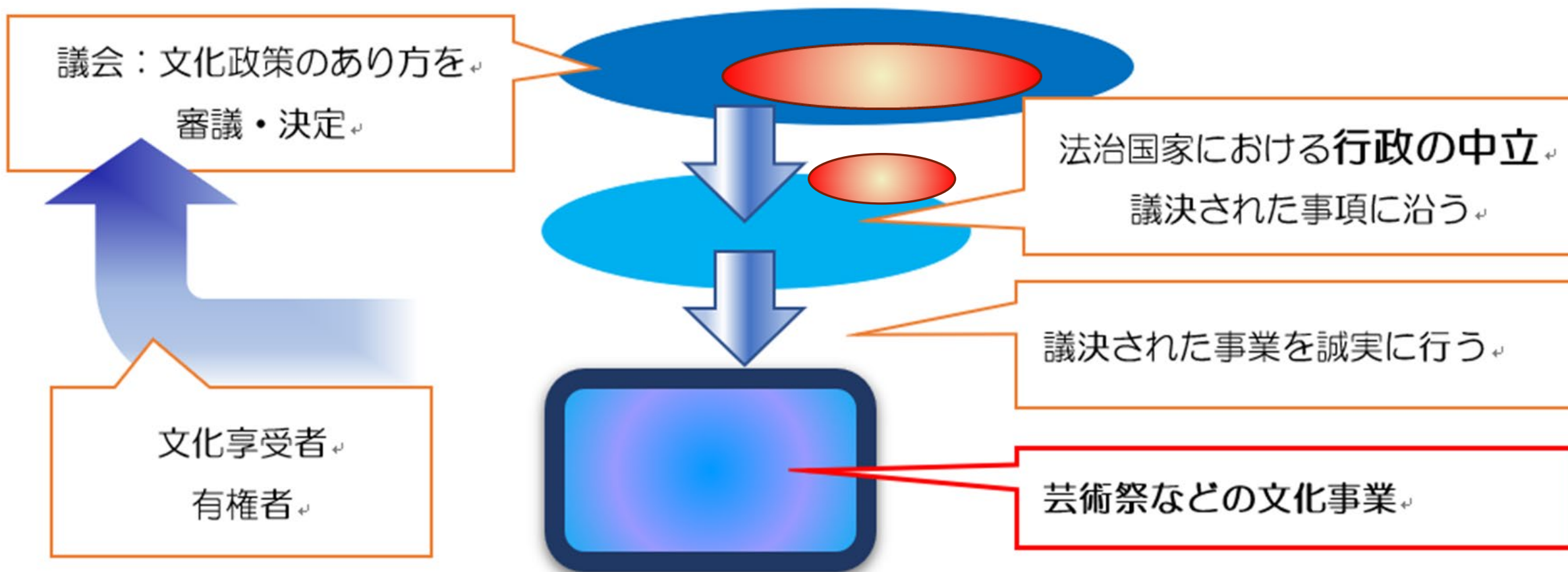
財政も、議会のコントロールがあつての議決。いったん議決されたものは、議決されたとおりに行うのが「行政の中立」。

「行政の中立」とは... 実施すること。



政策決定者（財政・企画責任者）の中立性とは...

個々の作家・作品選定に対して「距離をとる」（アームズレングス）



求められる「中立」は 「芸術の中立」ではない

憲法が禁止している貴族制度を尊ぶ
文化所産を、公金で保護できるのは
なぜ？



- 古典芸術や文化財の保護は、政治的体制を超えた、独立した芸術的価値による。
- 芸術に「中立性」を要求することは、事柄の本性上、できない。

助成と 広報

発言者は 誰か

- ・7月、映画『宮本から君へ』について、補助金交付取り消し。

国が薬物使用を容認するメッセージとなりかねず、公益性の観点から。

- ・9月、助成金の交付要綱 改正⇒「公益性の観点」から助成金の交付内定を取り消せるルール。

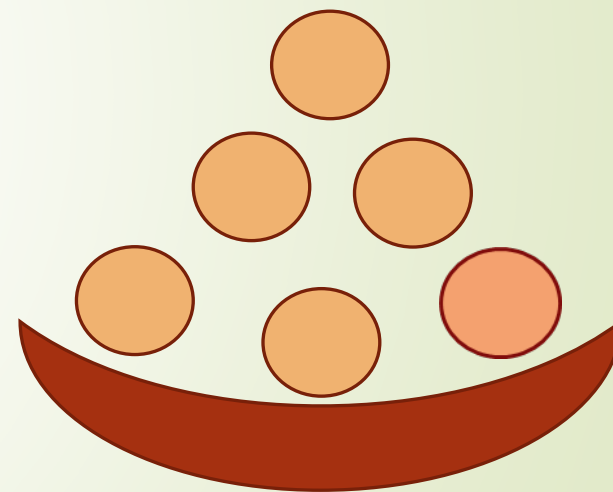
- ・10月、兵庫県相生市の美術展で、書家が、展示開始後に、市の教育委員会から作品の差し替えを要請された事例など…。

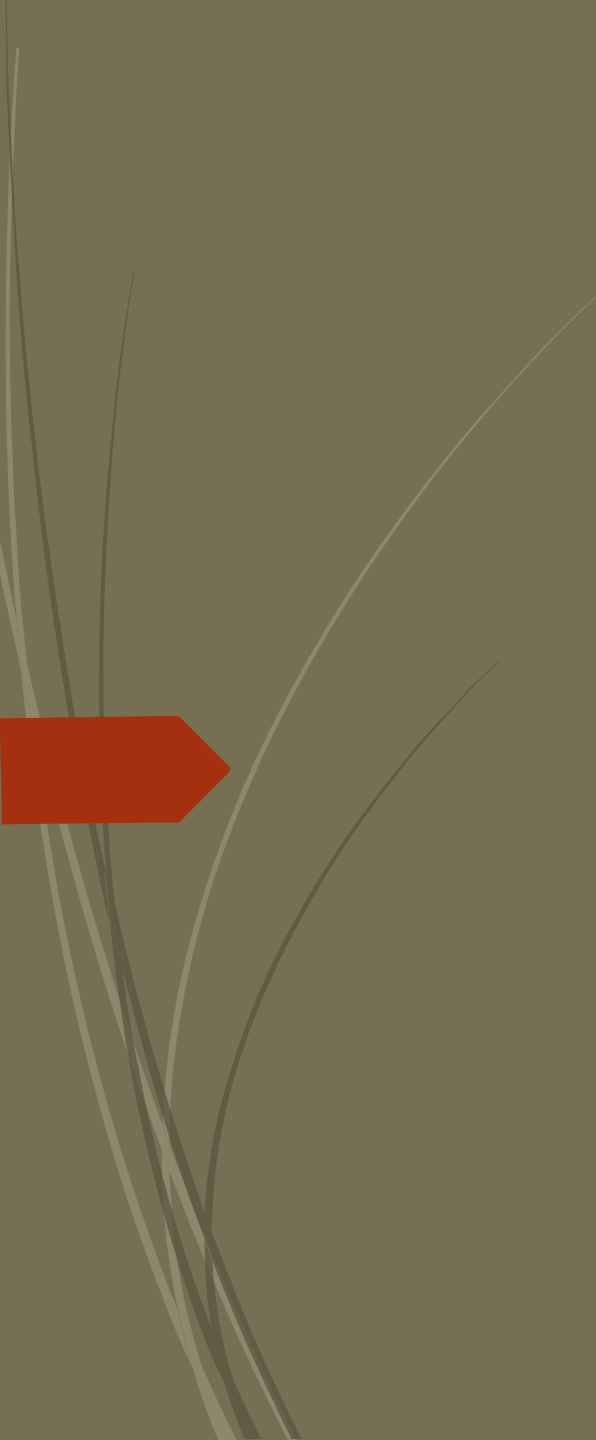
これらのケースでは、関係者が「芸術助成」と「政府広報」ないし「自治体広報」を混同していた？

⇒文化事業関係者が、この二つの違いを理解しておく必要が。

どちらが発言主体か？

- 広報は、公が主体。作家に注文。
- 芸術助成は作家が主体。公は発言責任をとらなくていい。





2へ
つづく。